

対象事業の名称：津久井やまゆり園芹が谷園舎（仮称）整備事業

● 環境配慮検討書の概要

事業の概要	事業の種類	建築物の建設（第三種）
	計画内容	位置：横浜市港南区芹が谷二丁目1236-1 外 構造：未定 センター棟2,560㎡ 居住棟4,940㎡ 外
	目的	津久井やまゆり園再生基本構想に基づき、千木良地域における障害者支援施設の整備に向けて、新築及び改修工事を行う。
	計画地の選定理由	「津久井やまゆり園再生基本構想」に基づき、津久井やまゆり園の再生に当たっては、これまで利用者が生活していた千木良地域における入所施設に加え、利用者の仮居住先となっている芹が谷地域における入所施設の整備を進めて、利用者の生活の場を確保する。
環境配慮の内容	自然・社会環境的要素	
	植物・動物・生態系	
	緑の保全 又は緑化	県有施設の緑地率確保に関する実施要綱に基づき、緑化率25%以上の適切な緑地を確保する。また、新しく植える樹木は県の推奨樹種を考慮して選定する。
	景観	地域住民等との交流の機会が自然と生まれるような開放的な空間を創出し、親しみやすい景観を形成するよう努める。 横浜市景観計画を遵守する。
	日照障害	良好な施設環境を確保し、日照や通風等に配慮して配置するよう努める。また、新たに整備する棟は3階建てを限度としており、周辺の日照に影響を与える可能性は低い。
	公害防止的要素	
	大気汚染	除却工事に伴い発生するアスベストについては、大気汚染防止法等の法令に則り処理をする。工事期間中における建設機械は排出ガス対策型を使用し、工事用車両については、ディーゼル車規制（県条例等）への適合を徹底する。発生土運搬時もタイヤ洗浄など排出車両の清掃や道路の散水を行い粉塵対策を行うよう努める。 場内での車両のアイドリングストップを行うほか、不用な空ふかし、急加速等の高負荷運転を禁止するよう努める。
水質汚濁	汚水雑排水は公共下水道へ接続し、放流する。	
騒音	工事期間中における建設機械は低騒音型を使用するよう努め、近隣住民に配慮する。	
振動	工事期間中における建設機械は低振動型を使用するよう努め、近隣住民に配慮する。	
地盤沈下	必要に応じて地盤改良を行い、地盤沈下の抑制に努める。	
悪臭	低VOC塗装を使用するなど、悪臭の抑制に努める。	

防災・安全確保的要素		
交通		
	渋滞	工事車両は近隣住民に配慮した動線の工夫等により、渋滞の発生を抑制する。
	安全	建設工事期間中の工事車両の通行は近隣住民の安全を確保するため、近隣に所在する小学校等の登下校の時間帯における工事車両の迂回や、工事現場におけるガードマンの配置など安全に配慮するよう努める。
	地震対策	建築基準法・同施行令・構造計算指針及び県の防災計画に準拠した構造とする。また、施設は一時的な避難用地として活用し、近くに防災資機材倉庫を配置する。
地球規模等の環境要素		
	省資源	再生砕石の使用等、工事現場で使用する資機材や商品等は環境負荷の低減に資するものの調達に努める。施設については長寿命化実現のため、計画時点から耐震性や耐久性、メンテナンスのしやすさ等に配慮する。
	省エネルギー	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に準拠し、建築物のエネルギー消費性能の向上に努める。 なお、太陽光発電設備の整備や空調設備、LED照明の導入、自然採光や通風にも配慮するなど、省エネルギーに努める。
	温暖化防止	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に準拠し、建築物のエネルギー消費性能の向上に努める。 なお、太陽光発電設備の整備や空調設備、LED照明の導入、自然採光や通風にも配慮するなど、温暖化防止に努める。
	水循環	駐車場整備により舗装面が増加するため、浸透舗装の材質を使用するなど配慮する。
	廃棄物	コンクリート塊、建設発生木材等については、県指定処理施設への搬出を求め、再資源化に努める。 建設リサイクル法、廃棄物処理法等に基づき、建設資材の分別処理、建設廃棄物の再資源化等に努める。 アスベストについては、法令に従い、適切な手順に則り処理する。
	発生土	新築工事に伴い根切りが生じるが、残土処分量の削減に努める。また、生じた発生土については、指定処分により適切に処理を行うよう努める。
その他	モニタリング等	工事中は騒音・振動計を設置し、記録の管理・保管を行う。

● 審議結果通知書及び措置状況報告書の概要

通 知 事 項	措 置 状 況
<p>1 環境配慮の内容等について見直しが必要と認められる事項 なし</p> <p>2 基本計画の策定にあたり考慮すべき事項 ・「水質汚濁」について、特に工事中の濁水処理については、関係部署と協議の上、適切に処理すること。</p> <p>3 その他 なし</p>	<p>・ 工事により発生した濁水は、敷地内にて沈殿タンクを介して上澄み水を公共下水道に放流する。沈殿した汚泥等は、産業廃棄物として適切に処理する。（横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課及び横浜市港南土木事務所と協議済み）</p>